

知立市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市観光協会（以下「協会」という。）が管理する財産、物品、印刷物等（以下「資産」という。）に民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 資産への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）は、観光事業の推進と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(知立市広告掲載要綱等の準用)

第3条 広告掲載の基本的な考え方その他資産広告の掲載に関し必要な事項は、知立市広告掲載要綱（平成20年1月1日施行）及び知立市広告掲載基準の規定の例による。

(広告の募集に関する事務)

第4条 協会の会長（以下、「会長」という。）は、広告の募集、掲載料の出納等の広告に関するすべての事務を、知立市に委託する。

(広告掲載料の取扱い)

第5条 広告掲載料は、知立市の収入とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。